

さいたま市告示第 1308 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 13 年さいたま市条例第 67 号）第 7 条の規定により、公示送達する。

令和 8 年 8 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財南個第 905 号

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所個人課税課普通徴収第 1 係
- (2) 電話 048（829）1386

[illegible]

公示日令和 8 年 8 月 7 日
37 頁

[illegible]

公示日令和 8 年 8 月 7 日
38 頁

[illegible]

公示日令和 8 年 8 月 7 日
39 頁

[illegible]